

平成28年あきる野市農業委員会4月総会議事録

平成28年4月25日(月)午後3時30分、平成28年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、舟崎悠美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

追加議案

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 第1号 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
|-----|---------------------------------------|

開会 午後3時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご出席ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成28年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。本日はのちほど、第1号報告にて紹介させていただきますが、4月1日付の職員の人事異動等によりまして、事務局が新体制となっております。今回の総会が始めてでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それではお手元の総会日程に沿って会議を進めたいと存じます。初めに平野会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月13日に、羽村市に於いて西多摩地方農業委員会連合会総会に課長と共に出席をいたしました。4月18日、東京都農業会議の理事会及び常設審議委員会に出席をいたしました。4月21日に、都農林水産部との意見交換会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、甲野委員と笹本職務代理になりますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは第1号報告を事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは議案書を1枚めくっていただきたいと思います。第1号報告、職員の解任及び任命について。平成28年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。平成28年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。記、解任、事務局次長、和田達也、事務局、櫻澤裕樹、事務局、岡野耕史。岡野については平成28年3月31日付、解任でございます。任命、事務局次長、青木邦彰、事務局、舟崎悠美、事務局、北嶋稔。以上です。よろしく申し上げます。

(議長) はい。それでは・・・続いて事務局の説明でよろしいですか？

(事務局) はい。それでは引き続き補足で説明させていただきます。まず、解任の岡野についてなのですが、岡野の方につきましては再任用職員で任期が5年という事で、その任期が3月31日までとなっておりますので、3月31日付での解任となります。ただ岡野につきましては、嘱託職員として農林課にまた1年、週3日勤務で残っていただいておりますので、今後もよろしく申し上げます。あと、解任の和田と櫻澤につきましては、本日業務の都合上、こちらには来れませんので、よろしく申し上げます。あと、任命の北嶋につきましても、業務の都合で出席できませんが、よろしく申し上げます。以上です。

(議長) はい。それでは農業委員会事務局次長に任命されました、青木邦彰さんにご挨拶をお願いいたします。

(青木係長) (省略)

(議長) どうもありがとうございました。続いて、新たに農業委員会事務局に任命されました、舟崎悠美さん、ご挨拶をお願いいたします。

(舟崎氏) (省略)

(議長) はい、どうもありがとうございます。頑張ってください。それでは議事に入りますので、第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成28年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上です。

(議長) はい。それでは、経路1を担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。(第1号議案・経路1 朗読)

案内図は4ページです。ちょっと場所が分かりにくいのですが、下の方に行くと五日市線の五日市駅があります。そこから日の出の方に行きますと、この地図の右の方、秋川街道がございまして、その途中に小机の部落があります。そこの中に入って行きますと、約300メートルぐらいで現地に着きます。周りは畑なのですが、現在この畑については開墾されておまして、周りには迷惑が掛からないような形になっておりますので、大丈夫だと思います。本人は親子で分家の住宅だという事です。あとは事務局の方で補足の説明をお願いします。

(議長) はい。では転用理由書の説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

以上です。

(議長) はい。それでは、事務局と中村委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。・・・ありませんか?分家住宅という事です。よろしいですか?

それでは質問がないようなので、経路1について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続いて、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の2ページをご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成28年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) それでは、番号1を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。(第2号議案・番号1 朗読)

案内図につきましては、5ページを見ていただきたいと思います。20日に事務局と現地を確認いたしました。場所につきましては、国道411の滝山街道ですけれども、それを秋川駅の方から北の方に進みまして、○○○○○がある手前の畑でございます。現地につきましては、ジャガイモが半分ぐらい植えてありまして、あと、マルチが張ってあったので、多分トウモロコシか何かを植えるのかなと思っております。きれいに耕作されておりました。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員から説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いいたします。

(小山委員) はい。すみません。申請者の年齢が入っていないのですが、入れない理由というのは何か・・・？

(事務局) はい。すみません。あの、市内の方であれば、農家台帳が住民基本台帳と照合しているもので年齢が分かるのですが、こちらは市外の方の申請なので、農家台帳で調べることもできず、書類にも年齢を記入する欄がないので、年齢の方はちょっと把握ができない状況でございます。以上です。

(議長) よろしいですか？まあ、出来る限り、年齢を入れたほうがよいですね。

(事務局) はい。極力、年齢を聞くようにいたします。

(議長) 他にはありますか？よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて、番号2を担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。ご説明いたします。(第2号議案・番号2 朗読)

案内図が6ページでございます。場所は五日市街道が地図の下にございますが、五日市街道の新秋川橋の所を右に入りまして、またすぐ右に入ります。そうすると200メートルくらいで自宅がございます。近くに上村會館がございます、その周りにこの畑がございます。○○○
○ー○は、ハウスが建ててあります。△△△△ー△は、菊とか花類が植わってあります。××
×番、●●●●ー●、●●●●ー▲はハウスを作りまして、現在ハウスは空ですが、夏のトマトという形で準備しております。きれいに管理されております。以上です。

(議長) はい。ただ今、中村委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。

(小川委員) 教えていただきたいのですが、この面積が1,588㎡の内1,546.73㎡、という風に、少し面積が下がっている理由は何でしょうか？駐車場か何か、という形なのでしょうか？

(事務局) はい。ご説明いたします。この△△△△ー△につきましては、一番南側に小さい屋城がございますので、その部分を除いてあります。×××番と●●●●ー●と●●●●ー▲の所は、昔、申請人が豚を飼っておりまして、その豚の小屋の跡がありまして、そこに資材が残ってお

りますので、その部分を面積から除いているような形です。〇〇〇〇－〇についても、建物が残っているので、その部分を除外して納税猶予を掛けているといった事になります。以上です。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他にはありますか？

(笹本職務代理) あの、この地図でちょっと質問なのですが、〇〇〇〇さんという家が自宅なんですよね？

(中村委員) そうです、はい。

(笹本職務代理) 道路は・・・自宅の前に庭があった場合に、どこから入って行くのですか？

(中村委員) 〇〇〇〇－〇の右側に、ここが道路になっています。

(笹本職務代理) その場合、〇〇〇〇－〇には掛かってないのですか？

(中村委員) 道路は掛かってないです。

(笹本職務代理) 掛かってないですか。あ、そうですか。はい。

(議長) 他には？・・・申請人、全部掛けてないのですか？ここの所、いっぱいありますよね？

(事務局) 掛けてないですね。

(中村委員) 田んぼの所とか、掛かってないんですね。

(議長) ここのちょっと上の方ですよ？

(中村委員) あんまり掛けなつたね、あの辺りは。

(事務局) そうですね。ここだけですね。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の△△△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成28年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1、2、3について、担当の松村委員から説明をお願いいたします。

(松村委員) はい。それでは番号1、2、3を説明します。(第3号議案・番号1、2、3 朗読)

4月20日、事務局2名と現地を見て来ました。7ページをお願いします。場所は市役所の東側で、ここに秋川図書館と書いてありますが、今はシルバー人材センターになっております。ここを右に曲がって約50メートルくらいの所です。見に行った時は、良く耕耘はされておりましたので、いつでも使用できる状態になっておりました。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と松村委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お

願います。

(谷澤委員) 借受人はこれで、トータルの面積はいくつになったのでしょうか？というのと、今まではこの所有者の方が国分寺から来て、ここを耕作していたのですか？

(議長) 分かりますか？

(事務局) はい。借受人につきましては、皆さんご存知のとおり、少しずつ利用集積をしていただいて、今回約〇〇〇〇㎡近くになります。それで合計が・・・少々お待ち下さい。今までで約〇〇〇〇㎡、約〇反歩ほど利用集積をしております。それで今回が約〇〇〇〇㎡ですので、合計で〇〇〇〇㎡になります。それでこちらの所有者、ご本人様は高齢でほとんどできないという事で、ご家族の方が維持管理程度ですかね、やられていたという話は聞いております。以上です。

(谷澤委員) あともう1つ、いいですか？借受人はその面積で、何ヶ所に渡って・・・？

(事務局) 場所的には南飯坂の所に2筆と、北飯坂に1筆、引田の一の谷の田んぼの所、筆数は多いですが、一帯の所で1ヶ所、あと、市役所南側の踏み切りの角の所に1筆、それと今回の所ですので、5ヶ所くらいですかね。一の谷以外はこの辺に大体集まっております。

(谷澤委員) 今後、まだこれから増やしていくのかどうか分からないですけど、そうなった場合、点々としていると結構大変だと思うので、今後は借受人の中で、もっと近くにまとめた方がいいんじゃないかと・・・

(事務局) そうですね。新規就農してここで2年目に突入という形で、一生懸命頑張られて出荷もされていますし、今のところ、露地でやられていますが、本人は将来的には施設というのも考えていると思いますので、一応これで5反歩超えたこととなりますので、ある程度軌道に乗ったところで、面積要件もあるので、本人の意向で所有権移転で農地を取得するなり、本人も意欲はございますので、そういった方向にいくとは思いますが。

(田中正治委員) 利用集積の場合、今、施設の話が出ましたけど、借りた中での施設の設立というのは可能なのですか？

(事務局) ダメではないのですが、基本的に、利用集積の法律の趣旨から言うと、例えば3年なり5年なり契約して、契約期間が終わったらすぐに返さなければいけないんですね。昔の小作みたいに権利が付かないで、契約期間が終わったらすぐに返します、という法律になっているので、相手方が建ててもいいよと言えば出来なくはないですが、ハウスを作っても、また撤去しなければいけないので、費用とか手間とかを考えると、なかなか施設は難しいと思います。例えば、10年とか長期で借りるような形になってくれば、その中で簡易的なハウスというのは考えられるのかと思いますが、一応、今の利用集積をやっている中では、事務局の方も基本的にはハウスは諸問題がありますので、やらない方向で話をまとめています。

(議長) いいですか？

(田中正治委員) はい。

(議長) 他には？

(中村委員) あの、この畑の中に線下補償があると思うのですが、線下補償はどうなってしまうの

ですか？

(事務局) あ、あくまでもそれは地権者に対しての話だと思うので、例えば東京電力から補助があれば、それはそれで入ってくると思うのですが・・・

(中村委員) 地主の方へ？

(事務局) はい。地主の方へ。今回は土地の貸し借りという事で、その賃料を払うだけなので、問題はないと思います。

(中村委員) 分かりました。あともう1つ。今度これで5反歩超えて、耕作しているという事になると、農地を買いだと言ったら買えるのですか？そういう事ですよね？

(事務局) そういう事になりますね。

(中村委員) 初めてね。

(事務局) そうですね、はい。

(議長) よろしいですか？

それではないようなので、番号1、2、3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決定することにいたします。次に追加議案が提出されておりますので、追加議案第1号について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、今日お配りしました別紙の方をご覧くださいと思います。追加議案第1号、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成28年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは担当の笹本職務代理から、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。それでは番号1をご説明させていただきます。(追加議案第1号 朗読)

案内図につきましては裏面になりますが、4月21日に現地調査を事務局2名同伴で行って参りました。2ページの方が森山、花ノ岡になりますが、ここは右側が広く空いていますが、これが多摩川でございまして、地図の上側が永田橋、下側が多摩橋の中間点の河畔段丘を上った所になります。〇〇〇〇番につきましては、道が狭い所を入れて行った崖の上というような所で、現在ネギ等が耕作されておりますが、草もなく、適正に管理されております。また、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇番につきましては、これはあの、花ノ岡の公道に面してございまして、段丘の上なのですが、畑の中には井戸が掘ってありまして、そこにビニールハウスがありまして、中にはまだ耕作されておりましたが、これから作付けを予定してきれいになっておりました。もう1枚のページになりますが、3ページになります。〇〇〇〇-〇の圃場につきましては、真ん中あたりに右から左に公道がございまして、十字路の所が下草花のバス停の十字路になります。右側が福生の駅で、左側が多西農協の前を通りまして、日の出のインターに続く通りでございまして。その南側に少し入った、入り組んだ周りが住宅の中というような所で、ここは

ちょっと斜面になっておりますが、現在は1回耕耘されておまして、少し、小さい草が生えているという状態で、これからまた作付けが始まると思います。それで申請人は現在ファーマーズセンターの会員にもなっております、販路につきましても、問題がございませんので、ご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) はい。それでは、事務局と笹本職務代理から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

(小川委員) 教えてもらいたいののですが、追加議案になって、租税特別措置法だと大体出るのは分かっていると思うのですが、追加議案になった理由は何でしょうか？

(事務局) はい。本来であれば議案締め切り後に申請に来た場合は、翌月議案という事になっているのですが、今回の案件につきましては、この3年ごとが初めてという事で、農業委員会で証明を取るという事を良く分かっていなかったようでして、税務署の報告期限ギリギリに、農業委員会の証明書を付けずに、税務署からの書類だけを提出してしまったとの事です。それで、税務署の方には待っていただいている状況なので、できれば早く証明を出して欲しいと願がありまして、タイミング的に今月の総会に間に合ったので、今回追加議案で入れさせていただきました。

(小川委員) そうすると、税務署から連絡が来るのではなくて、本人が申請しなければいけないのですか？これ。

(事務局) あの、税務署から書類が・・・

(議長) 3年目の書類が来るので、来たらすぐに農業委員会に届出を出して、証明書をもらわなければいけないのですが・・・

(小川委員) そういう話なんですね。分かりました。

(議長) 本人が税務署にそのまま持って行ってしまったんです。

(事務局) こういう税務署から書類が来まして、これに過去3年間どういう耕作をしていたのかという事を記入して出すのですが、税務署からの書類の文書の中に、農業委員会の証明を付けて出さないと書いてあるのですが、それを見落としてしまって、この書類だけを持って行きましたら、農業委員会の証明がないですよと言われて、慌てて申請に来たという事です。

(小川委員) そういう人、いるよね？

(事務局) そうですね。今までも何回かございましたが、3年ごとで追加議案を出させていただくのは、大体こういった同じようなケースですね。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) まあ、あの、周りから声が掛かったら、農家さんに聞かれたら、きちんと農業委員会で証明をもらってくださいと伝えて下さい。

(小川委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) はい、他には？

それでは質問がないようなので、番号1の□□□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告を、事務局からお願いします。

(事務局) はい。(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会は、5月24日(火)、場所と時間については未定ですが、また後日ご連絡いたします。5月24日(火)です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後4時16分